
監 査 委 員

3年監査公表第8号

令和元年度、平成26年度、平成25年度、平成23年度及び平成21年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、京都府知事から通知があったので、次とおり公表する。

令和3年7月16日

京都府監査委員 兎 本 和 久
 同 北 岡 千はる
 同 森 敏 行
 同 小 林 裕 明

令和元年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

第1 包括外部監査テーマ

京都産業の新展開に向けた産業支援機関及び物流拠点の現状と課題について

第2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

(1) 指摘事項

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>1 京都産業21</p> <p>(1) 中期経営計画の定期的な更新</p> <p>京都産業21では中期経営計画は策定されているものの、平成30年度及び平成31年度においては、「第4次中期計画(平成27年～29年度)」が2期連続で延長されており、第4次中期計画がそのまま利用されている。</p> <p>京都府が新総合計画を策定中であったということもあり、京都府の方針について見通しが立ちにくい等の理由については一定の理解はできるものの、法人としての長期的な方針・方向性を指し示すのが中期経営計画であり、中期経営計画は期間満了時に更新する必要がある。</p> <p>(報告書139ページ)</p>	<p>(京都産業21)</p> <p>令和2年4月に第5次中期計画(令和2年度～令和5年度)を策定し、同計画において、部署毎の数値目標や財団全体の成果指標を定め、事業改善や新規事業創出に取り組んでいる。</p>	<p>措 置 済 み</p>
<p>(2) プロパー職員の採用と育成</p> <p>京都産業21が扱っている事業費補助金額の増加に伴い、職員数も増加していることは理解できるが、その間に増加しているのは主として京都府の職員や臨時的職員であり、プロパー職員の採用の例は極めて少ない。</p> <p>この点、京都府が策定した外郭団体の自主的・自立的経営に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)に基づき、京都府からの派遣職員は必要最小限にとどめる必要がある。また、一般に、派遣職員は数年で異動となるため、京都産業21における勤続年数は短くなってしまう傾向にあり、知識や経験が長期的に蓄積されにくい。</p> <p>自主的・自立的な経営を長期的に行っていくためにも、可能な範囲においてプロパー職員を採用し長期的な視点での幹部人材の育成に努められたい。</p> <p>(報告書139ページ)</p>	<p>(京都産業21)</p> <p>平成26年度から7年間にわたりプロパー職員を毎年1名ずつ採用しており、今後も引き続き、計画的に採用する予定としている。</p> <p>また、令和2年度に策定した第5次中期計画において、中小企業との関係及び財団運営の継続のため、定期的なジョブローテーションやOJT、勉強会や研修の実施とともに、企業相談の多い部署への配属機会を活用する等により、計画的な人材育成に取り組むこととしている。</p>	<p>措 置 済 み</p>
<p>(3) 自主財源の確保</p> <p>京都産業21が行う事業の運営費用のほぼ全てを京都府からの補助金等により賄っており、その事業の相当部分が府の施策であり、それに要する経費を事業補助金として府から交付されているというのが実態である。</p> <p>京都産業21は自主財源の確保により事業を拡大するという外郭団体ではないことは理解できるが、自主財源の確保も重要である。公益財団法人として認定を受けている公益目的事業の範疇の中で、設備貸与事業の立て直しや、施設管理事業、中でも新たに開始した京都経済センター貸会議室事</p>	<p>(京都産業21)</p> <p>自主財源の確保に向けて協議・検討を進め、京都経済センターの貸会議室事業については、更なる利用促進を図るため、予約専用サイトのリニューアルやリピート利用者への周知等、広報媒体を活用して、財団の自主財源確保に寄与するよう努めている。</p> <p>なお、設備貸与事業については、京都府と協議の上、令和2年度から政府系・民間金融機関による資金繰り支援等により中小企業の設備投資への支援を行うこととしたため、令和3年度以後は、当該設備貸与事業を当面休止することとした。</p>	<p>措 置 済 み</p>

<p>業の収益等により、自主財源の確保に努められたい。 (報告書140ページ)</p>		
<p>(4) 会計規程に反する公募型随意契約 平成30年度における公募型随意契約のうち、予定価格が250万円を超えている契約が6件認められた。会計規程第27条第2項には随意契約できる場合として、「(1) 予定価格が250万円以下の契約をするとき(2) 相手方が特定人に限定される」と限定列挙されている。 したがって、予定価格が250万円を超えており、契約の相手方が特定人に限定されていないにもかかわらず、一般競争入札ではなく随意契約をしていることは、会計規程に反しており、問題がある。 (報告書141ページ)</p>	<p>(京都産業21) 令和2年度に会計規程を改正し、随意契約が可能な場合として、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき等を追加するとともに、各契約案件において、改正後の会計規程に基づき適切に契約事務を実施した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(5) 設備貸与事業の抜本的な見直し 近年の設備貸与事業への申込件数や決定金額の減少傾向を鑑みると、事業の実施意義が低下している可能性が高い。また、過去10年間における平均延滞率が割賦事業で6.92%、リース事業で21.56%に達している点をふまえると、貸倒リスクの高い取引を行っている状況である。 ガイドラインでは、実施意義が低下している事業について廃止を含めた見直しを実施し、継続事業であっても、より一層効果的・効率的な事業委託となるよう不断に検討するとされている。例えば、硬直化された金利水準の引き上げや、リース制度の廃止、新設法人などに限定した新たな貸与制度を構築するなど、抜本的な制度の見直しを検討しなければならない。 (報告書141ページ)</p>	<p>(京都産業21) 京都府と制度の見直しの協議を行った結果、政府系・民間金融機関による資金繰り支援等により中小企業の設備投資への支援を行うこととなり、設備貸与事業は、令和3年度以後当面休止することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(6) 京都伝統産業協働バンクの運用について 京都伝統産業協働バンクについては、京都産業21においてウェブサイトの更新が実施されておらず、アクセス数の解析も実施せず、マッチングに関する管理もされない状況にあることから、実質的にウェブサイトは活用されていないと料する。 新たに予算を捻出して全面的にリニューアルするのか、それともウェブサイトを閉鎖するのか、対応を検討する必要がある。 (報告書141ページ)</p>	<p>(京都産業21) 京都府と協議の上、令和2年末に京都伝統産業協働バンクを廃止し、それ以降は、企業内の商談機能を有する「京都商談ナビ」に伝統産業のマッチング機能を移行することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>2 舞鶴21 (1) 中・長期経営計画の作成 ガイドラインによれば、舞鶴21を含む外郭団体に中期経営計画の策定、実行及び進捗管理が求められている。 しかし、舞鶴21ではいまだに中期経営計画が策定されていない。中期経営計画の策定は、舞鶴21の営業黒字化に向けた経営改善に資するものであるから、早期に作成すべきである。 また、併せて長期経営計画の策定も必要になってくるため、港湾計画の改訂の進捗状況を踏まえ、舞鶴21あり方検討会を見直した上で、同検討会で議論するなどして、長期経営計画(長期修繕計画を含む。)の策定にも努力されたい。 (報告書259ページ)</p>	<p>(舞鶴21) 令和2年度に中期経営計画(令和3年度～令和5年度)を策定したところである。 なお、長期経営計画の策定については、京都府港湾計画の改訂状況を踏まえ、舞鶴21あり方検討会を開催の上、検討していきたい。</p>	<p>措置済み</p>
<p>3 港湾局 (1) 港湾計画に対する適時の計画対比分析と計画見直しの要否の検討及び年度計画の策定とメルクマールの設定</p>	<p>(港湾局) 現在の港湾計画は、2013年(平成25年)に改訂したものであり、概ね10年間の計画であることから、令和6年度中を目標に改訂する見通しである。</p>	<p>改善中</p>

<p>平成25年12月港湾計画における各種事業に関して、港湾計画改訂時の状況と現状が乖離しているにもかかわらず、乖離の有無の分析やこれを受けての港湾計画の見直し要否の検討がされていない。</p> <p>港湾計画は、長期の計画であるが、PDCAサイクルにより計画見直しの要否を検討すべきものとする。</p> <p>したがって、京都府は、港湾計画策定者として港湾計画と実績の乖離状況を定期的に分析し、必要に応じて港湾計画を見直す仕組みを構築する必要がある。</p> <p>また、計画見直しを定期的に行うためには評価の指標が必要と思われるので、長期の港湾計画に対して年度計画の策定と評価の基準とするメルクマールの設定が必要である。</p> <p>(報告書215ページ)</p>	<p>今後、改訂の過程において評価の基準となるメルクマールを設定する予定であり、また、京都府舞鶴港湾審議会において整備状況や貨物量等を報告し、年1回意見を聴くこととしている。</p>	
<p>(2) 売却予定用地の事業評価における取扱い</p> <p>舞鶴港和田地区国際物流ターミナル整備事業に関して、売却又は貸付予定の関連用地の整備費用7,593百万円が国の事業評価のコストから除かれている。これら関連用地に関しては、海中の整備によることから陸上の土地に比べ整備費用が高い一方で、陸上の土地と同等の評価にて売却された場合、舞鶴港という地域性から相当程度の売却損が発生すると考えられる。これら売却損については埠頭整備事業に必然の費用であることから、国の事業評価とは切り離し、京都府で事業評価する仕組みを構築する必要がある。</p> <p>(報告書215ページ)</p>	<p>(港湾局)</p> <p>京都府舞鶴港湾審議会において、京都府独自の事業評価の対応方針を報告しており、令和3年度には、具体的な事業評価の手法の検討や府独自の事業評価を報告する見通しである。</p>	<p>改 善 中</p>
<p>(3) 舞鶴港経営関係収支の黒字化</p> <p>舞鶴港では、平成23年度から平成30年度までにかけて貨物取扱量は10百万トンを超え、外貨の公共コンテナ取扱量でも平成29年度に19,272TEUという過去最高を記録した。一方で、舞鶴港経営関係収支では、施設使用料及び役務利用料を中心とした経営関係収入から経営関係管理費を差し引いた経営関係収支が、平成23年度から平成30年度までにかけて赤字となっている。</p> <p>舞鶴港では、日本海側拠点港に相応しい設備投資が継続して行われているが、経営関係収支はその投資の回収原資となるものであるため、早期の黒字化が望まれる。</p> <p>経営関係収支の黒字化に当たっては、設備投資に見合った施設使用料及び役務利用料の設定の見直しと不必要な経営関係管理費がある場合は、その削減が必要である。</p> <p>(報告書215ページ)</p>	<p>(港湾局)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、物流を含めた日本経済全体が不安定な状況であるため、使用料の見直しは貨物量の回復等の状況や近隣の港湾施設使用料の状況を踏まえて慎重に見極め、舞鶴港の振興に資するよう検討していきたい。</p> <p>また、経営関係管理費においても計画的な修繕を実施し、各設備の長寿命化を行うことで経費削減に努めている。</p>	<p>改 善 中</p>
<p>(4) 指定管理者制度の検討</p> <p>クルーズ船受入れのための各種事前調整・準備は多岐にわたり、また寄港当日の労働集約的な負荷の高い業務にも府職員が従事している状況である。この数年の間に、クルーズ船寄港数は急増しており、今後も更に増加していく見込みであることから、業務の整理及び仕分けについても喫緊の検討が必要な状況に直面していると考えられる。</p> <p>クルーズ船受入れの事前準備及び当日対応業務の内容についてマニュアル化を図るとともに、指定管理者制度の導入も視野に入れた業務の外部委託も具体的に検討すべきであるとする。</p> <p>(報告書216ページ)</p>	<p>(港湾局)</p> <p>クルーズ船対応だけでなく年間を通じた利用促進を図る必要があり、新たな管理者を受け入れる環境づくりを進めていくため、①年間を通じたふ頭の利用 ②受託者の育成 ③クルーズ船受入れ等の管理業務の精査・マニュアル化の検討を進めていく。</p>	<p>改 善 中</p>

(2) 意見

監 査 の 結 果	対 応 の 内 容
<p>1 京都産業21</p> <p>(1) 京都府内の中小企業者等が受けられる補助金制度の一覧化</p> <p>京都府内の中小企業者が、国・京都府・京都市が交付している補助金の制度をタイムリーかつ網羅的に確認し、どういった補助金を受けられるかを把握するには、それぞれのホームページを別々に確認する必要があり、必ずしもわかりやすい状況になっているとは言えない。そのため、これらの補助金の概要を一覧で把握できる窓口やインターネット上のサイトを設ける等、創設されている補助金制度の全容を把握できるようにすることが重要である。</p> <p>そのためにも、中小企業支援法に基づく京都府知事指定の唯一の法人である京都産業21が、中小企業庁や京都市とも連携し、京都府内の中小企業者等が受けられる補助金の全容について発信していくことが有用と考える。</p> <p>(報告書142ページ)</p>	<p>(京都産業21)</p> <p>国、自治体及び団体等の支援施策の情報を広く収集・蓄積し、連絡先窓口及びホームページへのリンク等の情報を提供する「中小企業支援施策ポータルサイト」を構築した。</p> <p>引き続き、京都府内の中小企業等に対しての各種支援施策及び補助金メニュー等の情報を一元的かつ網羅的に提供していく。</p>
<p>(2) 受取補助金等に対する返還金の割合の低減</p> <p>平成28年度から平成30年度までの3期間を平均した京都産業21の受取補助金等に対する京都府への返還金の割合は15.9%となっている。</p> <p>一定程度、返還金が発生することはやむを得ないが、予算化された補助金を最大限有効に活用するために、中小企業者に対して制度の周知を徹底すること、採択時の交付額と支給額とに大きな差が生じないこと、採択した事業が中止されないこと等、京都産業21の役割が極めて重要である。伴走支援などサポートに一層注力し、当該割合を低減させていく努力が望まれる。</p> <p>(報告書142ページ)</p>	<p>(京都産業21)</p> <p>返還金の割合を低減させるため、伴走支援を行うコーディネータを1名増員するとともに、案件ごとに担当コーディネータを配置し、事業途中での経理事務のチェックや実績報告のフォローを行うなど、伴走支援の強化を図った。</p>
<p>(3) 収益納付の網羅性を確保するための仕組みの構築</p> <p>補助金事業のうち、一部の事業に関しては、補助した事業により利益が生じた場合には、その利益の一部を京都産業21に納付する収益納付制度が採用されている。</p> <p>補助対象事業者からの収益納付に関しては、納付額を計算するための一定の計算式が定められているものの、補助対象事業者が計算するものであるため、京都産業21としては網羅的に収益納付がされているかどうかの確認は実施できていないとのことである。</p> <p>補助金交付により利益が出ているかどうかは、補助金が有効に活用されているかどうかを確認するための重要な指標であり、補助金対象事業者間の公平性の観点から、収益納付が必要な事業者が適切に収益納付を行っているかどうかを網羅的に確認、検証できる仕組みの構築が求められる。</p> <p>(報告書143ページ)</p>	<p>(京都産業21)</p> <p>令和2年度から、補助金の実績報告を管理する担当者を配置し、補助金事業の成果報告の一元管理が可能となる仕組みを構築した。</p>
<p>(4) 利用しやすい制度への改善</p> <p>中小企業共同型ものづくり支援事業、中小企業シェアリング拡大事業、旅館等受入環境整備補助金については、申請件数のうち、ほとんど全件が採択されている状況である。申請件数が少ない理由としては、補助制度が周知されていない、補助金の使い勝手が悪い等の原因が考えられ、それらの分析と改善が求められる。</p> <p>なお、京都産業21においては、ホームページでの広報や京都府内の商工会議所等及び行政職員を対象とした説明会を開催し、各機関（職員）を通じて京都府内全域への周知を図っているとのことであるが、応募状況から鑑みると京都府内の事業者に広く周知されているとは言い難い。そのため、府内の事業者に広く周知する方法やより利用しやすい制度への改善が求められる。</p> <p>(報告書144ページ)</p>	<p>(京都産業21)</p> <p>各種セミナーにおいて補助金活用企業の発表や事例紹介に努めたほか、コーディネータや中小企業応援隊の伴走支援による企業間マッチングを進めるなど、制度の周知に努めている。</p>

<p>(5) 同一団体に対する複数回の補助金支給 補助の対象を伝統・文化と関係の深い団体としている京都「新文化産業」強化支援事業において、過去3期間いずれの年度も全件が採択されている。また、同一の申請者からの申請が毎期続いている。 当該補助金に該当する団体は京都府内に多くある。毎期多数の団体から応募があり、審査をして厳選された団体に対してのみ補助金を支給するというのが本来のあり方と考える。 今一度府民目線で検証を行い、その上で、基本理念に基づき、人づくり・ものづくり・環境づくりを積極的に行っている団体に対して集中して支援がされる補助金として活用されることを期待する。 (報告書144ページ)</p>	<p>(京都産業21) 現在実施している補助金事業については、様々な機会を捉えて制度周知を図るとともに、それぞれの補助金の趣旨に基づいて適切に執行されているかを府民目線で検証してまいりたい。</p>
<p>(6) 特定施設の入居者に対し行う補助制度の見直しの検討 中小企業R&D支援事業は、過去3期間において申請されたほぼ全件が採択されている状況である。 特定の施設(けいはんなオープンイノベーションセンター)に入居している事業者に限って補助金を交付することは、当該施設への入居促進につながると思われるが、大部分のテナントが埋まっている現状においては、特定の事業者に対してのみ優遇することとなり、実質的に家賃を減額していると捉えられかねないリスクもある。 補助金の目的が「製品開発を目指す事業者や研究機関の集積を図ること」であるため、今後は部屋数の拡大を行い、入居できるテナントを増やす等により、更に多くの企業が当該施設に入居し、補助金が有効に活用されるよう対応されたい。 (報告書145ページ)</p>	<p>(京都産業21) 入居者用のテナント面積の拡大に努め、令和2年度は旧レストラン棟を整備し活用を図った結果、テナント面積を572㎡拡大することができたところである。 引き続き、京都府と協議の上、より多くの企業が施設に入居し、補助金が有効に活用されるよう努めてまいりたい。</p>
<p>(7) 元気ファンド事業終了後の管理責任者の明確化 元気ファンドに関して、事業終了後も助成事業者に対する財産管理の相談・返還業務等が残ることとなるが、事業終了後の補助金事務の管轄が決まっておらず、早急に管轄を明確にする必要がある。 また、事業終了後は、貸付先である独立行政法人中小企業基盤整備機構が事業実施報告書の提出を求めているため、京都産業21としても提出を求めているとのことであるが、企業育成の観点からも事業終了後の報告等を検討すべきである。 さらに、収益納付についても今後求めるかどうか未確定とのことである。事業終了後の収益納付を不要とした場合、助成を受けた事業年度によって収益納付が必要な期間が異なることとなり、事業者間での公平性の観点からも問題があるため、収益納付は継続して行うべきであると考え。 (報告書145ページ)</p>	<p>(京都産業21) 京都府が所管することとなったため、今後も連携して対応するとともに、事業者への伴走支援を目的として、事業終了後5年間は事業報告書の提出を求め、収益納付についても継続していくこととした。</p>
<p>(8) 京都経済センター貸会議室稼働率の向上 京都府が区分所有する京都経済センターにおける入居テナントの管理運営、会議室の貸出業務等を京都産業21が行っているものの、平成31年3月から令和元年9月までの貸会議室の利用率は、24%と低調である。 貸会議室の収益は京都産業21の収益となり、財源確保にもつながる可能性があるため、引続き広報活動や利便性向上の施策を図るとともに、目標稼働率を設定する等、稼働率向上に注力していくことが望まれる。 (報告書146ページ)</p>	<p>(京都産業21) 各種団体訪問、新聞広告掲載、シティホテルとの連携など、今後も広報活動を継続・強化するとともに、時間外使用や予約変更の制度化、土日及び昼休み時間帯の対応強化・拡充など、利用しやすい仕組みづくりを行い、更なる利便性の向上を図ってまいりたい。 なお、令和3年度は、収支均衡決算を目指すため、稼働率目標を29% (令和元年度の約1.5%増) に設定しているところであり、引き続き稼働率向上に努めてまいりたい。</p>

<p>(9) 適切な競争がなされていない一般競争入札 けいはんなオープンイノベーションセンター日常清掃及び定期清掃業務、情報誌「クリエイティブ京都M&T」の一般競争入札の公募において、入札参加者が少なく、適切な競争環境が確保されていないと判断せざるを得ない結果となっていた。 より多くの者が入札に参加するように、入札参加資格要件の見直しや入札参加資格申請期間の拡大等を行い、入札参加者数を増やして、適切な競争環境のもとで入札が行われるよう改善が必要である。 (報告書146～147ページ)</p>	<p>(京都産業21) けいはんなオープンイノベーションセンターの契約案件については、令和2年度分において入札参加資格申請期間の拡大を行うとともに、類似施設の入札参加者や近隣事業者への案内及び周知に努め、入札には3社が参加し競争環境を確保することができた。 情報誌「クリエイティブ京都M&T」の契約案件については、価格に加えて内容面の評価も必要なことから、公募型プロポーザル方式により実施しているが、同様に適切な競争環境が確保できるよう努めている。</p>
<p>(10) 単独随意契約における価格交渉が不十分 過去3年以上継続して単独随意契約をしている18件全ての契約に関して予定価格と契約金額とが一致していた。単独随意契約を締結する場合には、単独での見積に基づく予定価格の設定となるため、どうしても特定人からの見積に左右されてしまうこととなり、競争環境にないため価格が高止まりしてしまうリスクがある点については否定できない。 「京都府随意契約ガイドライン」に基づき、単独随意契約においても価格交渉を継続的に行っていくことが望まれる。 (報告書147ページ)</p>	<p>(京都産業21) 令和2年度の企画総務部の一部の契約において、前年度比の5%削減の価格交渉を行い、契約を締結した。 今後も、財団全体として「京都府随意契約ガイドライン」に対応できるよう努めたい。</p>
<p>(11) 京都市域以外の企業の利便性向上 京都産業21に寄せられる中小企業からの相談件数のうち、59.5%が京都市に所在する企業からの相談であり、京都市域以外の府内事業者への相談対応をより充実させる必要がある。 現在実施している定期的な出張相談のほか、京都経済センターにウェブ会議システムによる相談対応窓口を設置するなど相談企業の利便性向上に努めるべきである。 また、相談者の利便性を鑑みると、専門家派遣制度において相談申込方法の柔軟化を検討すべきである。京都市域以外の京都府北部地域・京都府南部地域に所在する中小企業についても、利用しやすい体制を構築すべきであると考えられる。 (報告書148ページ)</p>	<p>(京都産業21) 相談事業の利便性向上に向けて、令和2年5月から本部及び京都経済センターにおいてオンラインによる経営相談を実施した。 また、令和3年度は、北部支援センター及びけいはんな支所での対応に加え、北部地域金融機関及び南部地域商工会と連携し、補助金、経営等の相談会を開催するほか、金融機関の訪問等による経営相談を実施している。 さらに、本部のお客さま相談室、北部支援センター及びけいはんな支所においても緊密に連携する体制を構築している。</p>
<p>(12) 専門家派遣事業の企業負担金の未収発生 制度上、相談開始前に納入されなければならない企業負担金について、納入を確認しないまま派遣が実施され、未収となったケースが1件存在した。定められた手続を失念し、企業負担金の入金を確認しないままに専門家派遣が実施された可能性が高いといえる。今後は未収のまま専門家派遣が実施されないよう、事務を徹底する必要がある。 (報告書148ページ)</p>	<p>(京都産業21) 専門家派遣負担金一覧表を作成し、担当者を配置することで、入金確認等の管理を徹底する仕組みを構築した。 また、専門家派遣に関する問合せ時等において派遣負担金が必要であることをチラシで説明するほか、申請企業に対して負担金の入金確認後に派遣実施が可能な旨を説明するようしており、企業負担金の未収発生を防止できるよう事務を改善した。</p>
<p>(13) 専門家特別相談事業の対応分野の見直し 専門家特別相談として実施されている税務相談について、年間の設置日数52日に対して相談件数が9件であり、利用率(17.3%)が極めて低い状況にある。当該相談については、税理士会等の他団体でも対応していることや、補助金や事業承継、経営問題と複合的な相談の中で対応している可能性があると思われる。相談の内容を分析すると、補助金制度やマーケティングに関する課題解決が求められていることから、専門家特別相談についても適宜その対応分野を見直しなければならない。 (報告書148ページ)</p>	<p>(京都産業21) 税務相談は、令和元年度をもって終了したところであり、それ以降の税務相談への対応については、無料の税務相談を行っている税理士会の無料相談会や京都商工会議所を案内している。 また、対応分野の見直しについては、経営や技術面の相談に加え、成長分野であるライフサイエンス分野の専門家を新たに配置するなど、国から受託しているよろず支援拠点事業も活用しながら相談対応を行っている。</p>

<p>(14) 専門家派遣事業の報告書提出に関する管理 平成30年度においては、6割強の企業等が専門家派遣後の報告書の提出が遅れている状況にあるため、相談者が記入する派遣申込書及び京都産業21と専門家との契約書の双方において、派遣終了後の報告書の提出期限を明らかにするとともに、報告書の提出に関する管理を徹底しなければならない。 (報告書149ページ)</p>	<p>(京都産業21) 報告書の提出の管理リストを作成し、担当者を配置することで、報告書の管理を徹底する仕組みを構築した。 また、派遣終了後5日以内に報告書を提出する必要があることを派遣決定通知書に記載し、派遣企業に対しその旨を説明するとともに、専門家に対しては派遣終了時に報告書及び請求書を速やかに提出するよう依頼している。</p>
<p>(15) 会員制度の強化と充実 K I I C (京都産業インキュベーションクラブ) という会員制度は京都産業21としての数少ない自主財源事業であるばかりでなく、京都市内の中小企業に対する取引あっせん・マーケティング支援や情報発信事業など、京都産業21が手がける他事業に対して相乗効果が期待できるものである。ガイドラインの趣旨を踏まえて、会員の増加に努めてもらいたい。例えば、会員へのアンケート調査などを実施した上で、新たな制度を構築するのにも一案と考える。 (報告書149ページ)</p>	<p>(京都産業21) 令和2年12月に「お客様満足度アンケート」を実施し、販売拡大への取組強化、中核人材の育成、生産性向上につながる支援等に対するニーズを把握した。 今後も既存事業の改善や新事業の創設を検討することにより、会員制度の強化と充実と繋げ、財団全体のサービス向上を図るとともに会員の増加に努めたい。</p>
<p>(16) 謝金勘定に含まれる臨時的職員給与の取扱い 謝金勘定には京都産業21から外部の専門家へ支払われる講師謝金等のみが計上されるべきであり、臨時的職員給与は別の勘定科目(臨時雇賃金など)で表示されるべきものである。 京都産業21の平成30年度の正味財産計算書に示された謝金には、本来、人件費として表示すべきものがあるため、実態を正しく表すように修正されたい。 (報告書149ページ)</p>	<p>(京都産業21) 令和2年度当初予算以降、臨時員給与など雇用契約に基づく人件費が含まれるものは賃金勘定に計上し、謝金勘定には含めないように見直した。</p>
<p>2 舞鶴21 (1) テナントの入居率向上 舞鶴21ビルのテナントは、令和元年12月現在で4スペースが空室となっている。空室は合計で483㎡であり、共益費込みで月額1,473千円、年額17,678千円の機会損失となっている。 既存のテナントの入居維持を図りつつ、営業活動により入居率を上げることが、収益改善の最大の肝となるため、これまでの取組も踏まえ、入居率向上のための一層の努力をされたい。 (報告書260ページ)</p>	<p>(舞鶴21) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る対策を強化した上で、感染拡大防止対策を実施していることを周知するとともに、不動産関連会社訪問等による営業活動及び情報収集活動を実施するなど、引き続き入居率向上のための取組を継続していく。</p>
<p>(2) 会議室利用率向上 会議室の利用率は継続して20%以下と低迷しているため、利用率の改善のため、これまでの取組も踏まえ、より一層の努力をされたい。 (報告書260ページ)</p>	<p>(舞鶴21) 会議室の利便性向上のため、Wi-Fiの導入や音響設備の更新、天井照明のLED化等の環境改善を進めており、また、消毒液の配置、飛沫防止用アクリルボードの設置等の感染拡大防止対策を実施した上で、会議室利用の周知を図るなど、引き続き利用率向上のための取組を継続していく。</p>
<p>(3) 業務委託契約の検証 舞鶴21ビルの設備管理・清掃等の業務については、外部の民間業者に随意契約で委託しており、委託業務に対応できる業者が限定されるため、継続して同じ業者にほとんど同額で契約し、相見積りは行っていない。 地域的な事情は理解できるが、管理諸費の額は年間18百万円と多額であることから、少なくとも委託内容の見直し、参考価格としての他業者への見積り依頼など、委託金額の妥当性の検証体制を構築されたい。 (報告書260ページ)</p>	<p>(舞鶴21) 契約締結に当たり、複数業者からの見積り徴取、他のビルとの比較検討等を実施したところであり、引き続き委託金額の妥当性を検証することとする。</p>

<p>(4) 倉庫のくん蒸設備の検討 第2倉庫の各室に臭化メチルガスくん蒸設備が設置されているものの、平成16年を最後にくん蒸設備としての利用はなく、種類の異なったくん蒸施設や新たな設備を備えた施設を導入した方が、京都舞鶴港の取扱貨物量の増加につながる可能性がある。 くん蒸設備を含めた倉庫のあり方について利用者のニーズ、舞鶴21倉庫の役割を踏まえ、設備の変更も含めてあるべき姿を検討されたい。 (報告書261ページ)</p>	<p>(舞鶴21) 令和2年3月の取締役会で倉庫の今後の活用方針を承認決議したところであり、第2倉庫については、現在設置されている設備で使用可能なものは継続使用し、使用不可能となった場合は、利用頻度に鑑み、費用対効果の観点から補修せずに、現行どおり一般倉庫としての使用を継続することとした。 なお、中期経営計画に基づき、今後、ニーズに応じた倉庫整備や機能強化の検討を行うこととする。</p>
<p>3 港湾局 (1) 平地区整備事業に関する港湾計画の改訂 平地区整備事業に関しては、当面の最重点施設である和田埠頭整備に集中投資を図るため休止とされている。 しかし、原木輸入量の推移を見ても平成12年の原木の輸入が344千トンであるのに対し、平成30年は37千トンに減少しており、状況は明らかに計画策定時と異なっている。次期港湾計画の改訂に当たっては、事業計画の要否を検討する必要がある。 (報告書216ページ)</p>	<p>(港湾局) 令和6年度中を目標として港湾計画を改訂する予定であり、その中で事業計画の要否を検討し、港湾計画に反映していくこととしている。</p>
<p>(2) 投資効果の測定における利用料収入・税収増等収入による回収計算の導入 事業計画策定時の事業評価に当たり、投資効果の測定に利用料収入や税収など収入による投資回収を考慮するとともに、事後的に歳入による投資効果の測定及び説明を可能とする仕組みを構築することが有用であると考え。 なお、投資の効果が相当長期に及ぶ港湾事業という特質から、発生主義により測定する公営企業会計の導入も検討に値すると考える。 (報告書217ページ)</p>	<p>(港湾局) 今後、経営戦略を策定する中で、他港の事例を調査しつつ、公営企業会計の適用について検討してまいりたい。</p>
<p>(3) 京都府舞鶴港港湾審議会の活用 長期計画である港湾計画について、PDCAサイクルにより計画の見直しの要否を検討する仕組みを構築する必要がある。この点、港湾計画全体の進捗や港湾関連用地の処分方法や投資効果について、京都府舞鶴港港湾審議会条例(昭和49年京都府条例第33号)により設置されている京都府舞鶴港港湾審議会を活用することが考えられる。 (報告書217ページ)</p>	<p>(港湾局) 令和2年度において港湾計画の前提となる長期構想の検証を実施し、港湾計画改訂の必要性を京都府舞鶴港港湾審議会に報告したところである。 今後も、同審議会において整備状況や貨物量等を報告し、年1回意見を聴くこととしている。</p>
<p>(4) 港湾関連事業者の誘致と活用 舞鶴港では、舞鶴国際埠頭や国際フェリーターミナルの整備など日本海側拠点港として相応しい投資が行われている。そのため、投資に見合った貨物取扱量が必要であり舞鶴港の利用を促す様々な取組が行われており、今後もその取組を続けていくことが必要となる。そのためには近隣他港との競争力をいかに向上させるかが重要となる。 この点、民間の港湾関連事業者の誘致と活用が有用と考えられ、埠頭など関連施設の指定管理者制度の導入による民間企業の活用や、旧来から3社の体制が続いている荷役業務に関して、今後、舞鶴港の整備が進められる過程で新たな事業者の誘致活動を行い、荷役事業者間のサービスや価格の競争を促すことが必要である。 (報告書217ページ)</p>	<p>(港湾局) 現在、新規事業者の参入に必要な用地が不足していることから、今後、舞鶴国際ふ頭Ⅱ期整備等により港湾施設を整備した上で、物流事業の外部委託等を具体的に検討するとともに、引き続き貨物の誘致に努め、荷役業者をはじめとする港湾関係企業の進出を促していきたい。</p>
<p>(5) 観光消費額増加の施策の検討 京都府北部地域には優れた観光資源があるものの、その地理的な特性から観光客の誘致・流入に際して一定の課題を抱えている。 その点、クルーズ船の寄港は人流面で大きな効果が得られていると考えられる。これを観光消費額の増加を伴った</p>	<p>(港湾局) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度においてクルーズ船の運航休止が続いており寄港がなかったため、施策の計画・実施・検証に至らなかったものの、引き続き、コロナ禍における対応について検討していきたい。</p>

<p>地域活性化に繋げていくことで、「京都府総合計画」で掲げられている「海の京都エリアの観光入込客数」や「海の京都エリアの観光消費額」の目標達成に大きく寄与する可能性がある。</p> <p>クルーズ船旅客の海の京都エリアでの観光消費額を増やすことができるよう、更に積極的な施策を計画・実施・検証されたい。</p> <p>(報告書217ページ)</p>	
<p>(6) 災害対応計画策定の検討</p> <p>クルーズ船寄港中における災害発生は、影響を受ける旅客数が数千名単位と甚大になる可能性があることから、BCP計画等においてクルーズ船寄港における災害対応についての具体的記載を検討されたい。</p> <p>また、クルーズ船社と共同で実施する災害訓練について、定期的な実施することを検討されたい。</p> <p>(報告書218ページ)</p>	<p>(港湾局)</p> <p>BCPを策定した際には、クルーズ船を対象として想定していなかったものの、その後、関係機関と調整し、クルーズ船を含む全ての船舶を港湾BCPの対象とすることで業務継続の仕組みを構築したところである。</p> <p>また、クルーズ船に関して、新型コロナウイルス感染症拡大防止の徹底を図るため、国等においてガイドラインが策定されており、京都舞鶴港では、当該ガイドラインに基づき、具体的な受入マニュアルを作成している。</p> <p>なお、クルーズ船社との共同訓練については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により外航クルーズ船の寄港の見通しがなく、訓練実施が困難であるものの、引き続き、コロナ禍における対応について検討していきたい。</p>

平成26年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

第1 包括外部監査テーマ

未収金に関する事務の執行及び管理について

第2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>(1) 市町管理代行団地の管理運営が不十分</p> <p>② 定期的報告の欠如と市町への過度の一任</p> <p>京都府の住宅課では市町管理代行団地の滞納状況については、一部悪質者の状況を課員が個別に把握している程度であり、京都府として総括的に滞納状況を把握しているとは言い難い。</p> <p>市町管理代行団地での滞納家賃について定期的な報告を要請すべきであり、市町との管理代行委託契約に委託業務の細目を明記すべきである。市町において、一定月数の滞納者に対しては法的措置に向けた手続に入り、京都府へ法的措置の上申を行うシステムを機能させるため、京都府から市町に対して指導を強化すべきである。</p> <p>(報告書212～213ページ)</p>	<p>(住宅課)</p> <p>令和元年度に係る市町会議を開催し、また、令和2年度に市町個別ヒアリングを実施するなどして、滞納家賃について市町からの定期的な報告を受けており、滞納状況を把握した。</p> <p>また、管理代行により市町が行う住宅管理業務は多岐にわたるため、市町との契約書に委託業務の細目を記載することに代えて、「京都府家賃等滞納整理事務に係る規程集」を配布することとしており、規程集に則った手続をするよう指導を強化した。</p>	<p>措 置 済 み</p>
<p>⑥ 府営住宅としての市町管理委託の不徹底</p> <p>現在、市町管理代行団地の管理については、市町営住宅と同様の方法によって管理されており、公社管理代行団地との管理水準の差が際立っている。京都府の債権管理条例や住宅滞納要領に基づいた管理が出来ていないと、法的措置にも持ち込めないおそれがある。委託先の市町にも京都府の債権管理条例や住宅滞納要領に基づく管理を公社と同等水準まで徹底するよう要請するべきである。</p> <p>また、委託業務の実施状況に問題がないか、京都府が定期的に検査を行う仕組みも構築すべきである。</p> <p>(報告書213～214ページ)</p>	<p>(住宅課)</p> <p>市町管理代行委託契約に基づく検査の仕組みの一環として、市町から家賃収納活動状況報告書を徴取し、滞納家賃の状況を確認するとともに、「京都府家賃等滞納整理事務に係る規程集」に則った手続を求めるなどして、京都府と同水準の滞納整理事務を要請した。</p>	<p>措 置 済 み</p>

平成25年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

- 第1 包括外部監査テーマ
人材育成機関の現状と課題について
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置
次のとおり

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>(4) 陶工高等技術専門校の入校料について</p> <p>陶工高等技術専門校は、陶工の技術・文化を継承する全国的な訓練機関という性格に変化しつつあると考える。</p> <p>しかし、陶工高等技術専門校は京都府の税金を投入して運営されていることから、京都府の伝統産業の担い手として府内で活躍する人材を育成しなければならず、府内に就業しない受益者は相応の負担をしてもらうよう検討が必要である。</p> <p>他府県の専修学校や研究所・研修所では、県内と県外（市内と市外）の入校料に差を設けている施設が散見される。まずは、入校料の金額と入校料の仕組みを見直し、府内に就業する可能性の高い人材を優先的に入校させるような方策を検討する必要がある。（報告書209～210ページ）</p>	<p>（陶工高等技術専門校）</p> <p>平成27年度に京都府産業人材育成委員会を開催し、入校料に差を設けることの必要性を検討した結果、府外からの人材を排除するのではなく、全国から優秀な人材を確保することとした。</p> <p>また、平成29年度に府内の関係団体、企業、訓練生等が就職等の相談や意見交換を行う場として「就職・起業支援室」を設置し、府内就職を目指す取組を更に強化する中で、府内の陶磁器業界全体を盛り上げていくべきと判断した。</p> <p>入校料については、出身地や就業地にかかわらず、入校生の経済的負担の軽減を図るため、令和2年4月以降、国において新たに交付金制度が創設されたことから、当校においても本制度に対応した減免措置を設けることとした。</p> <p>さらに、令和3年度からは府内業界のニーズに応じて図案科の訓練科目を見直すなど、府内への就職促進に繋がる取組を強化した。</p>	<p>措置済み</p>

平成23年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

- 第1 包括外部監査テーマ
公立大学法人化などの府大学改革の成果と課題について
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置
次のとおり

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>5.7.3 人事について</p> <p>(3) 透明性の高い雇用制度の構築について</p> <p>行政や民間機関等から、幅広く教育研究、運営能力に優れた人間性豊かな教職員を外部から確保して柔軟かつ多彩な人員配置により組織の活性化を行うために、透明性の高い雇用制度の構築が必要である。（報告書206ページ、公報135ページ）</p>	<p>（法人本部 総務室）</p> <p>幅広く教育研究、運営能力に優れた人材を外部から確保するため、教授については、公募制により確保するとともに、外部委員も参画する教育研究評議会において、最終的な審議と決定を行い、教員採用の透明性を図っている。</p> <p>また、事務・技術職員については、公募による公正な試験を実施し、大学、専門学校等への案内送付のほか、新たに民間就職フェア等へのブース出展、民間募集サイトへの掲載などにより就職希望者の目に触れる機会を増加し、臨床研究の推進、大学整備、病院経営改善、情報化推進など、高い専門性を求められる分野においては、必要な能力を有する外部の専門家を民間企業等から雇用するなどして、組織の活性化を推進している。</p>	<p>措置済み</p>

平成21年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

- 第1 包括外部監査テーマ
府民利用施設の運営について
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置
次のとおり

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措 置 状 況
<p>2.3.1 館収蔵資料等の収集及び選別</p> <p>特に丹後郷土資料館では、収集した民俗資料が整理しきれずに散在している印象を受ける。収集資料の再検討・整理が必要であり、休館期間を設けても、市町と連携して整理し、適切な保管環境を整えるべき。</p> <p>(報告書118～120ページ、公報187～188ページ)</p>	<p>(京都府立郷土資料館)</p> <p>丹後郷土資料館においては、周辺市町、大学、郷土史研究団体の協力を得て収集資料の目録のデータ化など収集資料の整理を完了した。</p> <p>また、山城郷土資料館においても、収集資料のデータ化などを進め、収集資料の整理を完了した。</p>	措 置 済 み